

施策目標12-4 文化芸術の振興のための基盤の充実

施策期間

目標達成年度：平成23年度（基準年度：平成19年度）

主管課（課長名）

文化庁長官官房政策課（大木 高仁）

関係局課（課長名）

文化庁長官官房国際課（大路 正浩）、同著作権課（永山 裕二）、文化庁国語課（舟橋 徹）、同部宗務課（佐藤 透）

施策の概要

高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備を行うとともに、文化に関する情報提供の充実を図る。また、文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実、円滑な宗務行政の推進を図るとともに、著作権の適切な保護と公正な利用を図り、著作権制度の普及・啓発を行う。

評価

設定した全ての判断基準で、十分な進捗が得られた。特に、文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備や文化に関する情報提供、国語の普及・啓発、著作物の円滑な流通の促進については、想定した以上に順調に進捗した。

達成目標

達成目標12-4-1 S（イS、口S）

（文化ボランティアの自立的・継続的な活動を推進するための環境整備）

文化ボランティア支援拠点形成事業により、継続的に文化ボランティア・コーディネーターの養成を行う拠点の形成を図る。この効果を計るため、以下の指標を設定し、地域における文化ボランティア支援拠点形成の進捗状況について判断する。

- ・判断基準12-4-1 イ：21年度事業を採択した団体のうち、事業終了後翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合

（文化に関する情報提供の充実）

高度化・多様化する国民の文化への関心に応えるため、文化に関する情報提供の充実を図る。この効果については、以下の指標を設定し、その指標の伸びで判断する。

- ・判断基準12-4-1 口：文化庁ホームページへのアクセス数の前年度比

判断基準イ	事業終了後、翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合
	S = 100% A = 90%以上 B = 80%以上 C = 80%未満
判断基準口	文化庁ホームページへのアクセス数の前年度比
	S = 10%以上増加 A = 5~10%増加

B = 0 ~ 5 % 増加 C = 減少

(判断基準12-4-1イ)

21年度事業を採択した団体のうち、事業終了後翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合は100%と目標値を達成したことから、本事業により、対象各地域に文化ボランティア支援拠点が形成され自立的・継続的な活動が行える環境が整備されたと判断される。

(判断基準12-4-1ロ)

国民に対する文化に関する情報提供の充実の度合いを図るものとして、文化庁ホームページへのアクセス数を前年度と比較した結果、20.5%の増となった。

文化庁ホームページでは、単なるHTMLテキストによる情報発信にとどまらず、各種検索データベースによる情報発信も行っている。平成19年度からアクセシビリティに配慮した運用を開始し、子どもや高齢者、障害者も含めあらゆる人にとって使いやすくなるよう改善し、平成20年度はサイトマップの改良や公開サーバ性能向上のためメモリを増設し平成21年度には、国民の政府の施策に対する関心の高まりや新たなデータベースを公開するなど充実を図った結果、アクセス数が増加となった。

(指標・参考指標)

年度	17	18	19	20	21
翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合 (%)				90.9	100
文化庁ホームページへの月平均アクセス数 (前年度比)	2,172,893	2,574,336 (+18.5%)	3,601,222 (+39.9%)	3,788,030 (+5.19%)	4,565,635 (+20.5%)

(指標に用いたデータ・資料等)

「翌年度も引き続き、文化ボランティア・コーディネーターの養成を行っている団体の割合」

(作成：文化庁) (作成又は公表時期：各年度末) (基準時点又は対象期間：各年度末) (所在：文化庁)

「文化庁ホームページアクセス数」

(作成：文化庁) (作成又は公表時期：平成22年4月) (基準時点又は対象期間：各年度末) (所在：文化庁)

達成目標12-4-2 S(イA、ロS)

著作物等の利用実態や流通の在り方等に関する調査研究等を行い、その成果の普及等を通じて、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進する。この目標の達成度合いについては、以下の2つの指標を用いて判断する。

- ・判断基準12-4-2 イ：意思表示システムの構築
- ・判断基準12-4-2 ロ：著作権等の集中管理の進展状況 (著作権等管理事業者の管理著作物数)

判断基準イ	意思表示システムの構築
	S = 当初計画以上に進捗している A = 当初計画どおりに進捗している B = 当初計画に比べやや遅れている C = 当初計画に比べ大幅に遅れている
判断基準ロ	著作権等の集中管理の進展状況 (著作権等管理事業者の管理著作物数)
	S = 前年度と比較して5%以上増加 A = 前年度と比較して増加 B = 前年度と比較して変化なし C = 前年度と比較して減少

イ：著作物の利用者が、著作物の権利者が提示した一定の利用条件に従えば、自由な利用が可能になる「意思表示システム」の仕組みを作ることは、著作物の円滑な流通を促進する上で、有効な施策の1つであるとされている。このため、文化庁では、意思表示システムの構築に向けて、平成19年度から調査研究を開始、平成20年度にシステムの詳細設計及び試行版の作成等を行い、平成21年度にモニター調査を通してシステムの改良及び利用拡大に関する検討を行った。3年度にわたる調査研究により、システム構築という目標を達成し、当初計画どおり進展したと考えられる。22年度中の本格的システム運用を予定し、意思表示システムの普及促進によるコンテンツ流通の円滑化を目指し、システムの普及啓発のためのシンポジウムを実施する予定である。

ロ：著作物の円滑な流通を促進する上で、著作権等の集中管理を進めることは、有効な施策とされている。このため、文化庁では、集中管理の進展を促すよう、すでに集中管理を実施している事業者や新たに著作権等管理を始めようとする事業者等に対して、その管理の在り方や管理を進める上での問題点等について、指導・助言等を行ってきたところである。

管理著作物数の増加割合は集中管理の進展を示す基準となると考えられ、著作権等管理事業者から文化庁へ毎年報告される管理著作物数を集計すると、前年度に比して、件数は大幅に増加しており、著作権等の集中管理は順調に進捗していると考えられる。

なお、平成 21 年度から、著作権等の集中管理の促進のため、著作物等の円滑な流通を進める上で解決すべき課題等について、国内外の状況等の調査研究・分析を開始した。

(指標・参考指標)

単位：千件

年度	16	17	18	19	20
□：著作権等管理事業者の管理する著作物数	3,197	3,446	4,250	5,736	6,388

(指標に用いたデータ・資料等)

・著作権等管理事業者の報告書

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年3月末)(基準時点又は対象期間：各年度末)(所在：文化庁)

達成目標12-4-3 A(イB、□S、八B)

著作権に関する講習会の開催や著作権普及教材の開発等を通じて、著作権制度の普及・啓発を図る。この目標の達成度合いについては、講習会の開催及び教材提供の側面から国の取組に対する定量的評価及び定性的評価を行うため、以下の3つの指標を用いて判断する。

- ・判断基準12-4-3 イ：著作権セミナー・都道府県著作権事務担当者講習会・教職員著作権講習会・図書館等職員著作権実務講習会の開催会場数及び受講者数
- ・判断基準12-4-3 □：イの講習会において受講者から徴収したアンケート結果
- ・判断基準12-4-3 八：著作権普及教材の開発の進捗状況

判断基準イ	講習会 開催箇所 13箇所 受講者数 2,344名
	S = 15箇所以上 : 3,000名以上
	A = 14箇所 : 2,800名以上
	B = 12箇所以上 : 2,400名以上 C = 12箇所未満 : 2,400名未満
判断基準□	講習会 受講者の理解度(受講者アンケートで理解が深まったと回答する率) : 80%を得ることを想定
	S = 90%以上
	A = 80%以上
	B = 70%以上 C = 70%未満
判断基準八	著作権普及教材の開発(3年を目途として開発)
	S = 想定した以上に順調に進捗している。
	A = 概ね順調に進捗している。
	B = 進捗にやや遅れが見られる。 C = 想定したとおりには進捗していない。

イ・□：著作権に関する講習会の開催

文化庁では、著作権制度の普及・啓発を目的として、国民一般、教職員、図書館職員等の対象者別の講習会を開催しており、その達成目標の設定にあたっては、過去3年間(平成18年度～平成20年度)の講習会開催箇所及び受講者数の平均値を算出することとした。その結果、講習会の開催箇所の平均が14箇所であり、受講者数の平均が3,124名であったため、一箇所当たりの受講者数を200名以上として、全体で2,800名以上の受講者を目指すこととした。

平成21年度においては、講習会開催箇所数が13箇所、受講者数は、2,344名であり、開催箇所数については概ね目標が達成されたが、受講者数については平成18～20年度の平均を下回る結果となった。

また、受講者アンケートの達成目標の設定にあたっては、受講者の80%以上の理解を目指すこととした。受講者の90%以上から理解が深まったとの回答を得ることができた。

八：著作権普及教材の開発

著作権に関する解説書は法律を専門的に学習する者を対象としたものが多く、著作権を初めて学ぶ者が興味を持てるような教材が不足している。そこで、「はじめて学ぶ著作権」教材の開発を行うこととし、3年間を開発期間として、難解な法律用語を使わずに、道徳的アプローチで考えさせる「事例集」やインターネット上で配布を行う、気軽に親しみやすい「まんが教材」の開発を目指している。平成21年度においては、平成20年度に試作した「まんが教材」の検証を行うとともに、「事例集」については内容の検討に着手したが、進捗にやや遅れが見られた。

(指標・参考指標)

年度		17	18	19	20	21
イ：著作権の普及・啓発を図るための講習会等	開催箇所数	14	15	12	15	13
	受講者数	3,027	3,948	2,603	2,821	2,344
ロ：著作権講習会受講者の理解度（受講者アンケートで理解が深まったと回答した率（％））		88	88	92	90	92

(指標に用いたデータ・資料等)

- ・「著作権の普及・啓発を図るための講習会等」「著作権講習会受講者の理解度」
(作成：文化庁)(作成又は公表時期：3月)(基準時点又は対象期間：各年度)(所在：文化庁)

達成目標12-4-4 A

二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、日米欧連携した海賊版対策の強化、権利の執行推進の支援、トレーニングセミナーの実施等、アジア諸国等における海賊版対策事業を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護するための条件整備を行う。主要な侵害発生国である中国の取締担当官のトレーニングセミナーに対する満足度を判断基準とする。

- ・判断基準12-4-4：トレーニングセミナーを受講した取締担当官によるセミナーに対する満足度及び有益度評価

判断基準	中国の取締担当官を対象としたトレーニングセミナーの参加者による満足度及び有益度を分析した結果 S = 100%が肯定的な回答 A = 90%以上が肯定的な回答 B = 80%以上が肯定的な回答 C = 80%未満が肯定的な回答
------	---

二国間協議等の場を通じた侵害発生国・地域への取締強化の要請、日米欧連携した海賊版対策の強化、権利執行推進の支援、トレーニングセミナーの開催等を通じ、アジア諸国等における海賊版対策を確実に推進し、本目標については想定どおり達成されたと判断される。

(指標・参考指標)

項目	貴陽		厦門		台湾		香港	
満足	29人	47%	30人	61%	9人	26%	19人	26%
やや満足	27人	44%	18人	37%	22人	56%	51人	71%
やや不満	0人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
不満	1人	1%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
無回答	5人	8%	1人	2%	3人	8%	2人	3%

項目	上海		青島		合計	
満足	22人	50%	30人	60%	138人	43%
やや満足	20人	45%	10人	20%	157人	48%
やや不満	0人	0%	2人	4%	2人	1%
不満	0人	0%	1人	2%	3人	1%
無回答	2人	5%	7人	14%	24人	7%

上記のとおり、セミナーに対して「満足」「やや満足」との肯定的回答は90%を超え、「講演者の説明が分かりやすく、内容が充実している」「このようなセミナーの機会を増やしてほしい」等、講演内容を評価するコメントも多数寄せられた。

項目	貴陽		厦門		台湾		香港	
役に立った	28人	46%	28人	57%	9人	26%	22人	31%
まあ役に立った	31人	50%	20人	41%	23人	68%	49人	68%
あまり役に立たなかった	1人	2%	1人	2%	1人	3%	1人	1%
役に立たなかった	1人	0%	0人	0%	0人	0%	0人	0%
無回答	1人	2%	0人	0%	1人	3%	0人	0%

項目	上海		青島		合計	
役に立った	19人	43%	31人	62%	137人	44%
まあ役に立った	25人	57%	11人	22%	159人	51%
あまり役に立たなかった	0人	0%	2人	4%	6人	2%
役に立たなかった	0人	0%	3人	6%	4人	1%
無回答	0人	0%	3人	6%	5人	2%

(指標に用いたデータ・資料等)

・「「トレーニングセミナー実施にかかる業務」実施報告書」

(作成：独立行政法人日本貿易振興機構調べ)(作成又は公表時期：平成22年3月)

(基準時点又は対象期間：平成21年8月～11月)(所在：独立行政法人日本貿易振興機構)

上記のとおり、セミナーに対して「役に立った」「まあ役に立った」との肯定的回答は90%を超え、「真價識別方法の知識を習得できた」「業務に役立つ」等、講演内容を評価するコメントも多数寄せられた。

達成目標12-4-5 S(イS、口S、ハS)

国語についての正しい理解を深めるため、国語に関する協議会、地域の国語力向上事業(「言葉」について考える体験事業等)を通じて、国民に対する国語の普及・啓発を図る。この効果を図るため、以下の判断基準を設定し、国民に対する国語の普及・啓発に係る達成度合いを判断する。

- ・判断基準12-4-5 イ：国語問題研究協議会における参加者の満足度
- ・判断基準12-4-5 口：「言葉」について考える体験事業における参加者の満足度
- ・判断基準12-4-5 ハ：「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業における参加者の満足度

判断基準イ	国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議を行う「国語問題研究協議会」における参加者の満足度(満足度が80%以上になることを想定)
	S = 90%以上 A = 80%以上 B = 70%以上 C = 70%未満

判断基準口	「言葉」について考える体験事業における参加者の満足度(満足度が80%以上になることを想定)
	S = 90%以上 A = 80%以上 B = 70%以上 C = 70%未満

判断基準ハ	「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業における参加者の満足度(満足度が80%以上になることを想定)
	S = 90%以上 A = 80%以上 B = 70%以上 C = 70%未満

平成21年度、国語問題研究協議会は、想定した4つの協議会を開催し、493名の参加者を集めた。これら参加者の満足度は96.3%であり、想定以上に達成されたものと判断される。

「言葉」について考える体験事業には、全国7か所において、331名の参加者を集めて実施した。参加者の満足度は96.6%であり、想定以上に達成されたものと判断される。

「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業は、全国4か所において、延べ342名の参加者を集めて実施した。参加者の満足度は97.3%であり、想定以上に達成されたものと判断される。

これらの結果を踏まえると、国語の普及・啓発が十分に行われたと判断される。

(指標)

年度		17	18	19	20	21
イ国語問題研究協議会	参加者数	449人	560人	527人	345人	493人
	参加者の満足度	-	-	97.0%	95.9%	96.3%
口「言葉」について考える体験事業	参加者の満足度	94.5%	96.8%	93.2%	88.3%	96.6%
ハ「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業	参加者の満足度	-	-	86.6%	86.7%	97.3%

(指標に用いたデータ・資料等)

イ：「国語問題研究協議会における参加者からのアンケート」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成21年8月)(基準時点又は対象期間：平成21年8月)

(所在：文化庁)

ロ：「言葉」について考える体験事業における参加者からのアンケート」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年5月)(基準時点又は対象期間：各年度)(所在：文化庁)

ハ：「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業における参加者からのアンケート」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年5月)(基準時点又は対象期間：各年度)(所在：文化庁)

達成目標12-4-6 A(イB、ロS)

国内における日本語を学習する外国人の増加及び定住化に対応し、外国人の円滑な社会生活の促進を図るため、日本語教育を充実する。この効果を図るため、以下の判断基準を設定し、定住外国人に対する日本語教育の充実度合いを判断する。

- ・判断基準12-4-6 イ：日本語教育実施機関・施設等数の対前年度比(地方公共団体、国際交流協会、NPO法人、公益法人等の団体数を計上。)
- ・判断基準12-4-6 ロ：日本語教育研究協議会への参加者アンケートにおいて、「参考になった」と回答する人の割合

判断基準イ	日本語教育実施機関・施設等数の対前年度比(対前年度比が100%以上になることを想定)
	S = 110%以上
	A = 100%以上
	B = 90%以上 C = 90%未満

判断基準ロ	日本語教育研究協議会への参加者アンケートにおいて、「参考になった」と回答する人の割合(「参考になった」と回答した参加者が80%以上になることを想定)
	S = 90%以上
	A = 80%以上
	B = 70%以上 C = 70%未満

日本語教育実施機関・施設等数については近年600から750機関程度で推移していたが、平成21年度においては、628機関で、前年比95.4%と僅かながら減少しているため、想定どおり達成されなかったと判断される。

日本語教育研究協議会は、東京において開催し、日本語教師等の日本語教育関係者474名の参加者を集めた。参加者の満足度は95.8%であり、想定した以上に達成できたものと判断される。

これらの結果を踏まえると、一部では想定した成果が得られなかったものの、着実に日本語教育の充実が図られたものと判断される。

(指標・参考指標)

	17	18	19	20	21	
日本語教育実施機関・施設等数	762	648	658	658	628	
イ機関・施設数の対前年度比	121.7%	85.0%	101.5%	100%	95.4%	
ロ日本語教育研究協議会	参加者数	495	532	521	408	474
	満足度	-	83.1%	93.1%	91.1%	95.8%

日本語教育を実施している地方公共団体、国際交流協会、NPO法人、公益法人等の団体数を計上

(指標に用いたデータ・資料等)

イ：「国内の日本語教育の概要」

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成22年6月)(基準時点又は対象期間：各年度)

(所在：文化庁ホームページ(http://www.bunka.go.jp/kokugo_nihongo/jittai_chousa/index.html))

ロ：日本語教育研究協議会における参加者アンケート

(作成：文化庁)(作成又は公表時期：平成21年8月)(基準時点又は対象期間：平成21年8月)(所在：文化庁)

達成目標12-4-7 A(イA、ロA)

文化庁では、宗教法人法に基づく認証事務を着実に実施するとともに、管理運営に関する資料等を作成、宗教法人の事務担当者を対象とした「宗教法人実務研修会」において活用することにより、宗教法人の適正な管理運営について意識の徹底を図り、日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法等を周知している。この効果については、以下の指標を用いて判断する。

- ・判断基準12-4-7 イ：認証事務の実施状況
- ・判断基準12-4-7 ロ：「宗教法人実務研修会」受講者アンケートにおいて、受講して「とても有意義であった」

「有意義であった」と回答する人の割合

判断基準イ	認証事務の実施状況
	S = - A = 着実に実施した B = 概ね着実に実施した C = 着実に実施できなかった
判断基準ロ	「宗教法人実務研修会」受講者アンケートにおいて、受講して「とても有意義であった」「有意義であった」と回答する人の割合
	S = 95%以上 A = 80%以上 B = 60%以上 C = 60%未満

宗教法人法上、宗教法人は各法人の規則に従い運営されなければならない、宗教法人の設立に係る規則の作成、規則の変更、合併及び任意解散等については、所轄庁の認証を受けなければならないとされている。このため、宗教法人から認証申請があった場合には、所轄庁は円滑かつ着実に認証を行うことが求められている。平成21年度は、合計41件について認証しており、着実に認証事務が実施されていると判断できる。

また、平成21年度においては、宗教法人管理運営の基本的知識及び実践に役立つ資料として「宗教法人運営のガイドブック」「宗教法人実務研修会資料（平成21年度版）」「宗教法人の管理運営」（視聴覚教材）等を作成し、配布した。これらの資料等を活用し、「宗教法人実務研修会」を都道府県との共催により、全国5ブロックに分けて計9回開催しており、平成21年度においては、計1,176名の参加があった。研修会終了後に行ったアンケート（「とても有意義であった」「有意義であった」「有意義ではなかった」の三択）では、全回答者のうち「とても有意義であった」「有意義であった」との回答が9割を超えており、当該研修会及び作成資料の趣旨、内容について受講者に理解されており、宗教法人の適正な管理運営が図られていると判断される。

（指標・参考指標）

年度		17	18	19	20	21
認証件数（件）	設立	-	-	3	3	0
	規則変更	-	-	27	70	40
	合併	-	-	3	2	1
	任意解散	-	-	0	0	0
	【合計】			33	75	41

（指標に用いたデータ・資料等）

（作成：文化庁）（作成又は公表時期：平成22年3月）

（基準時点又は対象期間：平成21年4月1日～平成22年3月31日）（所在：文化庁）

年度	17	18	19	20	21
「宗教法人実務研修会」受講者アンケートで、受講して「とても有意義であった」「有意義であった」と回答した人の割合（％） 平成20年度までは「有意義であった」「普通」「有意義ではなかった」の三択のアンケートのうち、「有意義であった」と回答した人の割合	-	-	50	52	91
「宗教法人実務研修会」受講者数（人） 平成19年の受講者数は未集計	-	-	-	1,975	1,176

（指標に用いたデータ・資料等）

（作成：文化庁）（作成又は公表時期：平成22年3月）（基準時点又は対象期間：平成21年9月～12月）

（所在：文化庁）

年度	19	20	21
宗教法人の適正な管理運営のため作成した資料	・宗教法人運営のガイドブック ・宗教法人実務研修会資料（平成19年度版） ・「宗教法人会計の実務」（視聴覚教材）	・宗教法人運営のガイドブック ・宗教法人実務研修会資料（平成20年度版） ・「宗教法人の税務～法人税～」（視聴覚教材）	・宗教法人運営のガイドブック ・宗教法人実務研修会資料（平成21年度版） ・「宗教法人の管理運営」（視聴覚教材）

必要性・有効性・効率性分析

【必要性の観点】

平成19年12月に閣議決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第二次基本方針）」では、「文化芸術の振興に当たって重点的に取り組むべき事項」として、「質の高い文化ボランティア活動を活発にするための環境整備」が取り上げられているほか、「文化芸術の振興に関する基本的施策」のなかで、「国語の正しい理解」「日本語教育の普及及び充実」「著作権等の保護及び利用」が文化の基盤をなすものとして位置づけられている。

著作権等の保護及び利用については、「知的財産推進計画」においても新しい課題への対応が重点事項として取り上げられるなど、政府をあげて取り組むべき課題の1つとされている。また、宗教法人法では、憲法に定められた信教の自由と政教分離の原則を基本とし、宗教法人の「自由と自主性」「責任と公共性」の2つの面からの要請を骨子として体系が組み立てられており、その適正な運用の徹底が求められている。

これらを踏まえ、今後も、社会の変化に対応しながら文化芸術の振興を図っていくため、その基盤の充実に着実に取り組んでいく必要がある。

【有効性の観点】

- 文化ボランティア・コーディネーターの養成を行う文化ボランティア支援拠点を全国各地に形成することで、文化ボランティア活動が一過性の活動から自立的・継続的に行われる環境の整備を図る。
- 著作物の利用実態や流通の在り方に関する調査研究等を通じ、情報化の進展に対応した著作物の円滑な流通を促進する。併せて、アジア諸国等における海賊版対策を実施することにより、我が国の著作物を適切に保護する。
- 国語に関する協議会、「言葉」について考える体験事業等を通じ、国民の国語に対する理解を深める。また、日本語を学習する外国人を対象とした日本語教育の充実を通じ、我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進を図る。
- 宗教法人法に基づく認証事務等を円滑かつ着実に実施するとともに、宗教法人の事務担当者を対象とした研修会の開催や管理運営に係る資料の作成・提供等を通じ、適正な宗教法人の管理運営に資する。

【効率性の観点】

（事業インプット）

文化芸術振興のための基盤の充実に必要な経費	750百万円（平成21年度予算額）
・文化政策の推進	165百万円
（文化ボランティア活動推進事業	31百万円 等）
・著作権の保護	192百万円
〔・著作権に関する普及・啓発事業	35百万円
・情報化の進展に対応した著作権施策の推進	61百万円 等〕
・コンテンツの保護の推進	41百万円
・国語施策の充実	56百万円
・外国人に対する日本語教育の充実	229百万円
・宗務行政の推進	73百万円 等

（事業アウトプット）

本事業の実施により、

- 文化ボランティア活動のための環境整備や文化に関する情報提供の充実が図られる
 - 文化活動を支える基盤として、国語の普及・啓発や日本語教育の充実が図られる
 - 宗教法人の適正な管理運営に資する
 - 著作権の適切な保護と公正な利用が図られる
- といった効果が見込まれる。

（事業アウトカム）

本事業の実施により、より多くの国民が文化芸術に親しむ機会や、多様な文化活動を支える基盤の充実が期待される。

以上より、事業の普及効果も認められ、効率性の観点からも妥当である。

施策への反映（フォローアップ）

【予算要求への反映】

これまでの取組を引き続き推進

【機構定員要求への反映】

機構定員要求に反映

【具体的な反映内容について】

達成目標12-4-1

文化ボランティア活動の推進については、平成21年度は引き続き「文化ボランティア支援拠点形成事業」により文化ボランティア・コーディネーターの養成を支援し、自立的・継続的な活動のための拠点形成を図った。平成22年度においては、同事業を発展的に解消し、文化芸術創造都市推進事業の中で、地方自治体、マスコミ、地元企業等と文化ボランティア、アートNPO、文化団体等の市民団体が協働し、地域の課題解決に取り組む文化芸術創造都市を推進する。また、文化芸術創造都市を更に効果的に推進するためには、関係省庁・機関との連携強化を図り、文化資源の活用方策に係る領域横断的な企画立案を企図する必要がある。このための体制強化として文化資源活用推進専門官1名の定員を要求する。

また、文化に関する情報提供の充実については、平成21年度に行ったコンテンツの改善や充実が成果を上げたため、平成22年度も引き続き、コンテンツのより良い充実を図り、文化や文化庁の取組に関する情報を総合的に提供する。

達成目標12-4-2

「意思表示システムの構築」に関しては、平成21年度には、試行版を文化庁ホームページで公開し、モニター調査を実施した上で必要な改善等を行い、完成版を作成した。これを受け、平成22年度から本格運用を行うことを予定するとともに、これらの成果については、普及促進のため、平成22年度中に公開シンポジウムを予定している。

著作権等の集中管理に関しては、著作権等管理事業者の管理著作物数の増加等から、順調に進捗していると考えられるが、一層の促進に向けて、団体に対する指導・助言等を行うこととしている。また、平成21年度から、著作権等集中管理の促進のため、著作物等の円滑な流通を進める上で解決すべき課題等について、国内外の状況等の調査研究・分析を開始している。

なお、平成18年度から3年度に亘り委託調査事業を実施した「映像コンテンツに係る著作物等の海外の利用・契約実態等についての調査研究」について、その成果の周知及び次世代ネットワーク時代の著作権の取扱や契約システム等の検討のため、平成21年度に公開シンポジウムを実施した。

また、文化審議会著作権分科会において、著作物等の流通促進に関する課題等が議論され、平成21年1月に報告書がまとめられた。その中で、過去の著作物等（特に放送番組）の流通促進の施策の必要性が指摘されたこと等を受け、著作権者が不明の場合に、一定の担保金の供託により、裁定前でも暫定的に著作物の利用が可能となる新たな制度の創設や実演家の所在不明の場合の裁定制度の新設等を盛り込んだ著作権法改正案が第171回国会で成立し、平成22年1月から制度の運用を開始した。また、改正制度普及のため、新制度に関する手引きを作成・公表し、著作物等のさらなる流通促進のための基盤整備に努めている。

達成目標12-4-3

著作権講習会に関しては、平成21年度は講習会開催箇所数が13箇所、受講者数は2,344名であり、また、受講者アンケートでは、その91.7%から理解が深まったとの回答を得ることができた。今後も、受講者の理解度を高めるため、内容の充実を図るとともに一層の著作権制度の普及・啓発に努めていく。

著作権普及教材の開発に関しては、平成21年度は「まんが教材」の検証を行うとともに「事例集」については、内容の検討に着手した。今後、開発した教材をインターネット上に掲載をするとともに、全ての人々にとって、わかりやすく親しみやすい著作権普及教材の開発を目指す。

達成目標12-4-4

平成21年度においては、トレーニングセミナーの参加者から良い評価が得られ、想定どおりの結果が達成できたが、外国での著作権侵害に対する権利執行に関しては、依然として以下のような様々な課題があるため、官民協力の下、文化庁としての海賊版対策事業を引き続き実施していく。

課題1．侵害発生国・地域において、政府機関等による取締の不足

これに対しては、二国間協議等の機会に我が国の著作権を保護するために取締強化を要請する。

課題2．著作権侵害対策は、一国だけの問題ではなく、また、一国だけで解決できる問題でもない。

これに対しては、欧米との連携及びアジア地域等との連携・協力が不可欠であることから、我が国に著作権関係者を招へいし、会議を開催するなどして、著作権侵害対策に関する協力関係の構築を図る。

課題3．外国での権利執行に際し必要な法制度や権利執行手続きに関する情報等が不足。

著作権侵害発生国・地域での権利執行に必要な法制度や権利執行手続きなどを調査して権利者等に情報提供し、権利執行を促進する。

課題4．侵害発生国・地域における取締のための人材・情報の不足

侵害発生国・地域における取締を強化するため、真贋判定セミナーを開催し、我が国コンテンツの著作権侵害取締に必要な情報を取締機関職員に提供する。

平成23年度定員要求においては、著作権等に係る国際的動向に対する交渉体制強化に伴い、文化国際交渉官1人を定員要求する。

達成目標12-4-5

平成21年度の国語問題研究協議会では、参加者数が延べ500名弱に増加するとともに、参加者の満足度についても想定以上の結果を得ることができた。引き続き平成22年度も、同協議会への参加希望者がより参加しやすい環境を整えるため、開催日程、時程等の見直しについて検討するとともに、開催地区の教育委員会と地域の要望を踏ま

えたプログラムの検討、著名講師等の招へい、また、前年度のアンケート結果を踏まえた内容の充実を進め、参加者数の増加及び参加者の満足度を高めるように努めていく。

地域の国語力向上事業については、演劇等のプロが直接指導するワークショップや指導のためのノウハウの提供に対する需要は依然として高く、実施する有益度が認められる。その一方で、「民主党政策集INDEX2009」に掲げられた「コミュニケーション教育の充実」に呼応する形で、平成22年度から「子どものための優れた舞台芸術体験事業」（文化庁）の一環として「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」（文部科学省初等中等教育局）が実施されることとなった。こうした状況を踏まえ、地域の国語力向上事業の成果が「児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験事業」に引き継がれ、より普及していくものと判断し、同事業については平成21年度をもって廃止した。

達成目標12-4-6

平成21年度、日本語教育研究協議会の参加者の満足度については、想定以上の結果を得ることができ、さらに参加者数も増加した。引き続き平成22年度も、早期に開催案内を送付したり、参加者から特に要望が多かった文化審議会国語分科会日本語教育小委員会の説明時間を増やすなど、参加者数の増加及び参加者の満足度を高めるように努めていく。

また、近年、我が国に在留する外国人は増加の一途をたどっており、国内における日本語教育の対象者も多様化していることから、日本語教育のより一層の充実を図るべく「生活者としての外国人」のための日本語教育事業の評価を行い、地域における日本語教室の在り方及びそれに対する具体的な施策について検討を行う予定である。

さらに、平成23年度機構要求においては、日本語教育の対象者の多様化に対応し、円滑な社会生活を促進するなど日本語教育の総合的推進を図るため、日本語教育推進室の設置を要求する。

達成目標12-4-7

平成21年度には、宗教法人法に基づき、所轄宗教法人に係る認証事務を着実に実施することができたところであるが、今後も引き続き、着実な認証事務の実施に努める。

また、宗教法人の事務担当者を対象とした平成21年度の「宗教法人実務研修会」については、従来のアンケート調査の意見を踏まえ、当該研修の予算を増額し、研修内容や開催期間を拡充して実施したところ、受講者から高い満足度を得ることができた。今後も引き続き受講者から高い満足度を得られるよう努める。

平成23年度定員要求においては、宗教法人事務の体制の強化に伴い、認証係員1人を定員要求する。

【事業仕分け、行政事業レビューの指摘について】

行政事業レビューについて（平成22年7月）

< 縮減 >

- ・文化政策企画立案
- ・文化政策情報システムの整備
- ・著作権施策の推進
- ・コンテンツの保護の推進
- ・国語施策の充実
- ・外国人に対する日本語教育の充実
- ・宗務行政の推進

< 現状維持 >

- ・著作権行政の充実

具体的な達成手段

【事業概要等】	【21年度の実績】
文化ボランティア支援拠点形成事業（開始：平成20年度 終了：平成21年度 21年度予算額：28百万円） 【平成21年度達成年度到来事業】	
文化ボランティア・コーディネーター養成プログラムの開発・実施・普及等を行い、継続的に文化ボランティア・コーディネーターを養成する拠点を形成する。	全国各地のNPO法人等11団体に事業を委託し、文化ボランティア・コーディネーター養成プログラムの開発・実施・普及を行った。
文化政策情報システムの整備（開始：平成16年度 終了： 21年度予算額：98百万円）	
文化庁ホームページの充実及びその基盤ともなる庁内の情報通信ネットワークシステムの円滑な運営を行う。	サイトマップの改良や公開サーバの性能向上を行うなど、情報提供の充実を図った。
情報化の進展に対応した著作権施策の推進（開始：平成19年度 終了：平成23年度 21年度予算額：65百万円）	

国内外の著作権制度等や契約実態等について調査研究等を行い、それをもとに情報化の進展に対応した著作権制度の在り方や著作物等の円滑な流通促進手段等について検討を行う。また、著作物の流通が促進されるよう、著作権に係る最新情報提供等を行う。	映像に係る著作物等の海外（英・仏）の利用・契約実態等についての調査研究を実施 著作権等に係る「ライセンス保護のしくみの検討に必要な契約実態等に関する調査」を実施 意思表示システムを構築するための調査研究の実施及びシステムの構築 著作権等登録制度の登録状況、著作物の利用等に係る契約方法、著作権等管理事業者の情報等を文化庁ホームページで提供等 諸外国の著作権の集中管理等に関する調査研究を実施
対象別セミナーの開催（開始：昭和27年度 終了：21年度 予算額：7百万円） 対象者別セミナーの開始年度 著作権セミナー 昭和27年度 図書館等職員著作権実務講習会 昭和46年度 都道府県著作権事務担当者講習会 昭和50年度 教職員著作権講習会 平成10年度	
知的財産に関する国民への啓発活動の強化を実施するため、多様な目的やニーズに応じた対象者別の著作権セミナーを開催する。	全国13箇所で対象者別セミナーを開催した（計2,344名が受講）。
「はじめて学ぶ著作権」教材開発（開始：平成20年度 終了：平成22年度 21年度 予算額：17百万円）	
著作権に関する「事例集」の作成、まんがが著作権教材の製作・活用のための指導方法の研究開発を行う。	教材の開発に関する検討及び教材の開発及び配布
二国間協議等の実施（開始：平成15年度 終了：21年度 予算額：3百万円）	
著作権侵害発生国・地域の政府に対する取締要請を行う。	日中著作権会議、日韓著作権協議の開催、日本台湾貿易経済会議への参画等
日米欧連携した海賊版対策の強化（開始：平成20年度 終了：21年度 予算額：8百万円）	
欧米との連携及びアジア地域等の著作権関係者を招へいし、会議を開催する。	インターネット上の著作権侵害対策をテーマにアジア及び欧米から政府関係者等を招へいし、インターネット上の著作権侵害に対する国際的な協力のあり方について検討を行うアジア著作権会議を開催した。
権利の執行推進の支援（開始：平成16年度 終了：21年度 予算額：12百万円）	
外国での著作権侵害に対する権利執行に資するためのハンドブックを作成するとともに、権利者向けセミナーを開催する。	「中国における著作権侵害対策ハンドブック2」を作成するとともに、東京、京都、福岡で権利執行セミナーを開催した。
トレーニングセミナーの実施（開始：平成19年度 終了：21年度 予算額：18百万円）	
侵害発生国・地域の取締機関職員を対象とした真贋判定セミナーを開催する。	中国・韓国の計7か所で各地方政府の取締機関である文化市場行政執法総隊等を対象に日本コンテンツの真贋判定セミナーを開催した。
国語問題研究協議会等の開催（開始：昭和25年度 終了：21年度 予算額：8百万円）	
国語をめぐる諸問題を取り上げ、改善の方法等について研究協議会を行い、意見を聞くことにより、国語施策の実施に資するため、毎年「国語問題研究協議会」及び「国語施策懇談会」を開催する。	国語問題研究協議会については、東西2か所で開催し、345名の参加者を集めた。
地域の国語力向上事業（開始：平成13年度 終了：平成21年度 21年度 予算額：9百万円） 【平成21年度達成年度到来事業】	
言葉の専門家等により、「言葉」について考える体験事業を実施し、地域の国語力の向上を図る。	「言葉」について考える体験事業については、全国8か所において426名の参加者を集めて実施した。また、「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業については、全国3か所において延べ342名の参加者を集めて実施した。 「言葉」について考える体験事業は、平成13年度から21年度までに、延べ全国116か所において14,479名の参加者を集めて実施した。また、「言葉」に関する参加体験型講習の指導者養成事業については、平成19年度から平成21年度までに、延べ全国10か所において1,259名の参加者を集めて実施した。
調査及び調査研究（国語に関する実態調査（開始：平成7年度 終了：21年度 予算額：28百万円））	
国語施策を進める上での参考とするため、現代の社会状況の変化に伴い微妙に変化する	言葉遣いや国語力についての考え方や慣用句等の意味の理解等についての調査（「平成20年度国語に関する世論調査」）を実施した。

る日本人の国語意識や具体的な言葉の理解の現状を調査するため「国語に関する世論調査」を実施する。	また、文化審議会国語分科会における「常用漢字表」の見直しを審議する上で必要な調査研究を行った。
「生活者としての外国人」のための日本語教育事業（開始：平成 19 年度 終了： 21 年度予算額：177 百万円）	
我が国に居住する外国人が、日本語が分からないことから生じる様々な社会的問題を解消し、外国人が日本社会の一員として円滑に生活できるように日本語教育の充実を図る。	「生活者としての外国人」のための日本語教育事業を実施し、以下の各プログラムの採択を行った。（日本語教室の設置運営：70 件、日本語指導者養成：42 件、ボランティアを対象とした実践的長期研修：29 件）
日本語教育研究協議会等の開催（開始：平成 7 年度 終了： 21 年度予算額：4 百万円）	
日本語教育の水準向上と日本語教育の推進を図るため、地域における日本語教育の現状及び課題について報告等を行う日本語教育研究協議会及び都道府県・政令指定都市等日本語教育担当者会議を開催する。	日本語教育研究協議会については、東京において 474 名の参加者を集め開催した。
調査及び調査研究（日本語教育に関する実態調査）（開始：昭和 42 年度 終了： 21 年度予算額：27 百万円）	
日本語教育の関する実態調査を行うとともに日本語教育の実践的なカリキュラム開発のため、その内容や方法についての調査及び研究を行い、日本語教育の推進を図る。	外国人に対する日本語教育の現状等に関して調査を行い、「平成 20 年度国内の日本語教育の概要」をとりまとめ、ホームページに掲載した。 日本語学習者の日本語能力及び日本語教育の質的向上を図るため、日本語学習者の到達度を客観的に測定するための評価基準等の調査研究を実施した。
中国帰国者に対する日本語教育（開始：昭和 58 年度 終了：平成 21 年度 21 年度予算額：3 百万円） 【平成 21 年度達成年度到来事業】	
中国帰国者の日本での生活適応の円滑化に役立てるため、帰国後遭遇する日常の各種生活場面に即した日本語教材及び指導書を作成し、中国帰国者及び日本語指導に従事している者に配布する。	中国帰国者に対する日本語教育については、全国 24 か所に対して教材（1123 冊）、音声教材（CD 1453 枚）指導参考資料（744 冊）の配布を行った。 本事業は昭和 58 年度から実施し、平成 21 年度時点でテキスト 105,779 部、音声教材 104,422 部、指導書 12,403 部の配布を行っており、中国帰国者の日本での生活適応の円滑化において十分な役割を果たした。
難民救援業務委託（開始：平成 18 年度 終了： 21 年度予算額：21 百万円）	
通所式の施設において、条約難民に対し 572 時間の日本語教育を実施するとともに、日本語教育ボランティアに対する支援を通じて、地域における難民の受け入れ体制や難民が継続的に日本語を学べる環境を整えることで、難民の自活を促進する。	難民救援業務委託については、RHQ 支援センターに委託を行い、条約難民を対象に日本語教育（1 コースあたり 572 時間）を 3 コース実施した。 条約難民：人種、宗教、国籍、もしくは特定の社会集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるという十分に理由のある恐怖のために、国籍国の外にいる者で国籍国の保護を受けられない者又は望まない者であり、かつ「出入国管理及び難民認定法」（昭和 26 年政令第 319 号）によって認定された者
認証・事務指導に係る経費（開始：昭和 26 年度 終了： 21 年度予算額： 2 百万円）	
宗教法人の認証等に係る確認調査や事務指導を行う。	平成 21 年度は、設立、規則変更等の認証、所轄庁変更等の手続きにあたり、計 22 箇所の現地確認を行った。
宗教法人実務研修会（開始：昭和 44 年度 終了： 21 年度予算額： 12 百万円）	
宗教法人の事務担当者に対して、宗教法人の適正な管理運営についての意識の徹底を図るとともに、日常の管理運営業務における具体的な事務処理方法を習得するための研修会を開催し、適正な法人の管理運営に資する。	平成 21 年度は、全国 5 ブロック 9 会場で開催し、宗教法人の事務担当者 1,176 人が受講した。
宗教法人制度の適正な管理運営のための資料作成（開始：平成 2 年度 終了： 21 年度予算額： 7 百万円）	
宗教法人管理運営の基本的知識及び実践に役立つ技術を習得するために、具体的事例に即した、読みやすく分かりやすい内容の資料を作成し、宗教法人に配布する。	「宗教法人運営のガイドブック」を研修会等において宗教法人等に配布するほか、「宗教法人の管理運営」（視聴覚教材）を文部科学大臣所轄の宗教法人に配布した。

(参考)

関連する独立行政法人の事業(なお、当該事業の評価は文部科学省独立行政法人評価委員会において行われている。評価結果については、独法評価書を参照のこと。)

独法名	21年度予算額	事業概要
国立国語研究所 ・調査研究事業費	83百万円	国語及び国民の言語生活並びに外国人に対する日本語教育に関する基礎的かつ実践的な調査及び研究を行う。
国立国語研究所 ・日本語教育情報資料収集事業費	22百万円	外国人に対する日本語教育等に関する基礎的情報・資料の調査、収集、整理及び情報通信技術の効果的な活用を含めた提供を行う。

平成 22 年度に開始された事業の概要、予定指標 (これらは平成 21 年度実績評価の結果に係るものではない。)

【事業概要等】	【目標・設定予定の指標】
文化芸術創造都市モデル事業(終了)	(未定) 22年度予算額: 30百万円
地方自治体、地域の民間企業、文化ボランティア、アート NPO 等の市民団体等が協働して、文化芸術の持つ創造性を福祉や教育、観光振興、産業振興、地域振興等に領域横断的に活用し、地域課題の解決に取り組む先駆的な取組を支援するとともに、その効果を検証することで、我が国における文化芸術創造都市モデルの構築につなげる。	<p>本事業は、文化芸術振興基本方針(第 2 次基本方針)において「地域の文化力を、地域経済や観光、教育、福祉等の分野はもとより、広くまちづくりに生かす」とされていることや「文化発信戦略に関する懇談会」の報告(平成 21 年 3 月)を受けて、文化ボランティア支援拠点形成事業を発展的に解消することに伴う新規事業である(従って、本事業への文化ボランティアの参加割合は指標の 1 つとし得ると考えられる)。</p> <p>また、平成 22 年 2 月には文部科学大臣より文化審議会に対し「文化芸術の振興のための基本的施策の在り方について」諮問され、同審議会においては、第 3 次基本方針の策定も見据えた審議が行われている。同年 6 月の文化政策部会「審議経過報告」において、「地域の文化芸術資源の発掘・活用に関し、創造都市の取組等新たな創造拠点の形成を支援する」ことが重点施策として提言されるとともに、今後の答申に向けた審議において各施策の達成目標及び工程スケジュールをも明らかにすることとされているところ、本事業の終了年度や評価指標等については、今後の審議状況等も踏まえつつ検討する。</p> <p>なお、本事業では、個別事業の実施とともに、各事業の枠内に評価委員会を設置して成果の評価・分析を行うこととしている。</p>